

所得税の確定申告は 正しくお早めに

2月17日～3月15日



所得税

所得税は、個人が一年間に得た所得にかかる税金です。また、確定申告とは、納税者自身が昨年の一月一日から十二月三十一日まで所得金額を計算して、これに定められた税率をかけて税額を算出し、申告書を税務署長に提出することです。

確定申告の必要な人

●自営業などの人の場合
事業所得（商業、工業、農業、医療など）がある人で、昭和六十年中の所得の合計額が、所得控除の合計額より多い人。

●サラリーマンの場合
サラリーマン（給与所得者）は普通、勤務先で年末調整を行って税金の精算をしますので、確定申告をする必要はありませんが、昨年中の所得額が次に該当する人はしなければなりません。

①給与の年間収入額が一千五百万円を超える人
②給与所得や退職所得以外の、いろいろな所得（家

賃、原稿料など）の合計が、二十万円を超える人
③二か所以上のところから給与を受けている人で、年末調整された給与以外の額が、二十万円を超える人。

確定申告をすれば 税金の戻る人も

●病気やケガで医療費をたくさん支払ったとき
病気やケガをして医療費をたくさん支払ったときは、五万円か所得の五%の金額の、どちらか少ない方の額を超える金額を医療費控除（最高二百万円）として、所得から控除できます。この場合の医療費は、保険などで補てんされた金額を差し引いたものです。

●マイホームを建てたり買ったとき
民間の金融機関等の住宅ローンなどを利用して、本人が住むための住宅を新築したり、新築住宅や

既存住宅（中古住宅）を買ったりした場合で、床面積や年間所得などの一定の条件にあてはまる場合は、三年間、住宅取得控除が受けられます。

●年の途中で退職したとき
年の途中で勤めをやめ、その後再就職をしなかったため、年末調整を受けない人が対象となります。なお、税法の一部が改正され、次のとおりとなっています。年末調整を受けていない人は、確定申告で精算されます。

●災害や盗難に遭ったとき
災害や盗難、雪害などで、住宅や家財などに被害を受けた人。被害金額から保険金などで補てんさ

市・県民税

市・県民税の申告は、所得税の確定申告と同じく、納税者が自分の所得を計算し、配偶者控除や扶養控除などのいろいろな控除を申告書に記載して、市長に提出することです。市・県民税は、昨年中の所得に対して、今年の六月に税金がかかります。

申告の必要な人

今年の一月一日現在、白根市に住み、六十年分の「所得税の確定申告をしない人」で、次のどれか一つに該当する人。

- 農業、商業、工業、サービス業などの事業所得があった人
- 給与以外に地代・家賃・配当・譲渡などの所得があった人
- 二か所以上から給与（年金、恩給を含む）を受けた人
- 所得税の源泉徴収を受けなかった家事手伝い・内職者・日雇者など
- 市に給与支払報告書を提出していない事業所から給与を受けた人
- 六十年分の年末調整で、控除を受けなかった扶養控除や医療控除を受けようとする人
- 六十年に中途退職した人

申告をしなくてもよい人

- 所得税の確定申告をした人
- 給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている人

相談日と当日必要なもの

譲渡所得・贈与税関係

対象	相談日	時間	会場
市内全域	2月17日・18日・19日	午前9時30分～午後4時	市役所4階大会議室

※ 譲渡所得申告者で農業あるいは営業所得などがある人は、譲渡所得申告後、さらに譲渡所得用の申告書で、農業・営業などの申告も必要です。

営業所得関係（20日・21日は税理士の無料相談日）

対象	相談日	時間	会場
市内全域	2月20日・21日・24日・25日・26日・3月6日・7日・14日・15日	午前9時30分～午後4時 (ただし、21日は午前10時から)	市役所4階大会議室

所得税の農業所得関係と市・県民税関係

対象	相談日	時間	会場
茨会根地区	2月17日・18日	午前9時30分～午後4時 (3月8日は土曜日ですが、午後4時まで受付をします)	茨会根地域生活センター
新飯田地区	2月19日		新飯田地域生活センター
庄瀬地区	2月20日・21日		庄瀬地域生活センター
白井地区	2月24日・25日		白井地域生活センター
小林地区	2月26日・27日		小林地域生活センター
大郷地区	2月28日・3月3日		大郷地域生活センター
鷲巻地区	3月4日・5日		鷲巻地域生活センター
根岸地区	3月6日・7日		根岸地域生活センター
白根地区	3月8日・10日・11日・12日・13日・14日・15日		市役所4階大会議室

①申告用紙②印鑑③源泉徴収票か給与支払報告書④国民健康保険税・国民年金・農業者年金保険料の領収書か証明書⑤生命保険料などの証明書⑥医療費・雑損控除を受ける人は医療費の領収書または被害の証明書⑦小規模企業共済等掛金控除・損害保険料控除などを受ける人は、その支払い証明書⑧身障者は手帳

れた額を差し引いた額が、所得の一〇%または五万円を超える場合には、その額を雑損控除として所得から差し引くことができます。※昨年の豪雪による被害では、次のものが該当します。

- ▼軒などの破損による損害額（時価）または修繕費
- ▼家屋の倒壊を防ぐため「屋根の雪下ろし」「家屋の外周の雪の取り除き」「取り除いた雪の河川などへの投棄」のために直接支払った費用
- ①人夫賃
- ②除雪機械などの借り上げ料
- ③

個人の家の雪下ろしなどを町内会などで行った場合の分担金④雪下ろしなどのために専ら使用され、しかもその年の冬に限り使われる消耗品（雪下ろし用スコップ・ビニール製波板、スノーダンプなど）

□手続きは税務課でお早めに
これらの還付申告については、二月十七日以前でもできます。税務課にある「給与所得者の還付申告用紙」に必要事項を記入し、それぞれの領収書や証明書を添付して申告してください。

パートタイムの収入 90万円を超えると所得税が

パート収入	夫の所得から配偶者控除が	パート収入
90万円以下	受けられる	に所得税がかからない
90万円超	受けられない	かかる

パートタイムで働く主婦が多くなっています。パート収入は、通常給与所得となりますが、年収と所得税や夫の配偶者控除との関係（基礎控除のみで他の控除がない場合）は、次の表のとおりです。

贈与税

贈与税は、人から財産をもらったときに、もらった人にかかる税金です。贈与税の基礎控除は六十万円です。すなわち、一年間にもらった財産の価格の合計が六十万円を超えるときには、贈与税の申告をしなければなりません。ただし、家を建てるため、資金不足で父母または祖父母から資金をもらった場合は、住宅資金の促進措置として、特例が設けられています。

なお、申告期間は二月一日から三月十五日までです。

税務署から

●車での来署はご遠慮ください
新編税務署では、納税相談会場の混雑を緩和するため、三月三十一日までプレハブ会場を設置しています。このため、駐車場のスペースがなくなり、車での来署はご遠慮ください。

お済みでしょうか

●償却資産の申告
申告期限は一月三十一日まででしたが、まだ申告の済んでいない

人は、税務課で手続きをしてください。

●大規模機具などの申告書の提出
農業所得のある人には、事前に大規模機具や特別経費などについての申告書を提出してもらっていましたが、まだ提出していない人は、至急、税務課へ提出してください。

市税の未納は ありませんか

今年度の市税の納期は、保険料の六期分（二月二十八日納期）を残すだけとなりましたが、未納の市税があったら、早めに納めてください。

税金は、納期内に納めないとなれば、督促料や延滞金などがつき、無駄な費用を納めなくてはならなくなります。差し押さえ、財産引き揚げ、公売などの措置にもつながります。やむをえない事情がある人は、税務課にご相談ください。

税金の相談や おたすねは...

- 新編税務署
(0252)222-1151
- 市役所税務課市民税係
(0252)222-1154